

第10回市議会定例会

19年度予算など可決

第10回市議会定例会は2月20日から3月16日までの会期で開かれ、19年度一般・特別会計予算やスポーツ施設などへの指定管理者制度導入のほか、市長提出の77件の議案などがいずれも承認、可決されました。

報告

▼専決処分報告について(2件)
▽市職員が公用車を運転中に起こした物損事故
▽一関地域の北露露地内

において市道の鋼製の側溝ふたが変形していたため発生した物損事故に関して、損害を与えた相手方に対して賠償すべき額について、市長専決

し、6458万6415円で売り払いしよつとするもの
▼18年度一般会計補正予算(第7号)
●国庫補助金の増額見込みにより、地域インターネット基盤施設整備事業費など6億1918万円を追加補正

在の助役を引き続き副市長に、現在の収入役についても引き続き在任させよつとするもの
▼一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
●国および県の例に準じて、一般職の職員の扶養手当の額を改定しよつとするもの

自主的な安全活動を推進することにより、安全で住みよい地域社会の実現を図らつとするもの
▼国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について
●国民健康保険猿沢診療所浜民出張所を廃止することに伴い、所要の改正をしよつとするもの

▼市税条例の一部を改正する条例の制定について
●骨寺村荘園遺跡など文化財保護法の規定に基づき史跡指定された土地にかかる固定資産税の減免について定めるとともに、地方自治法の一部改正に伴う所要の改正をしよつとするもの
▼手数料条例の一部を改正する条例の制定について
●建築基準法の改正および若手県知事の権限に属する事務の一部を19年4月1日から市において処理することに伴い所要の改正をしよつとするもの

▼勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
●女性センター条例の一部を改正する条例
●市町村合併時に暫定的に新市に引き継いだ条例について、事務事業が終了したことから、廃止しよつとするもの
▼花泉町農業者体制整備確立基金条例を廃止する条例
●大東町農用地開発事業負担金等徴収条例を廃止する条例
●市町村合併時に暫定的に新市に引き継いだ条例について、事務事業が終了したことから、廃止しよつとするもの

議案

▼財産の処分について
●一関地域の真柴第2工業団地内の土地8011・48平方メートルを株式会社ウツキに対して

▼18年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)
●一関公共下水道整備事業について、繰越明許しよつとするもの
●19年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)
●市債借入利率の上昇に伴い、20万3千円を追加補正

▼交通安全及び防犯の推進に関する条例の制定について
●市民の交通安全および防犯に関する意識の高揚と

▼18年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)
●一関公共下水道整備事業について、繰越明許しよつとするもの
●19年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)
●市債借入利率の上昇に伴い、20万3千円を追加補正



め、所要の改正をしよつとするもの
▼東山畜産センター条例を廃止する条例の制定について
●施設が老朽化しており、牧野としての機能の維持が困難なことから、廃止しよつとするもの

設の管理区分を見直すとともに、利用者の利便性、公平性の確保を図るため、利用料など、所要の改正をしよつとするもの
▼公民館条例の一部を改正する条例の制定について
●市立公民館に隣接する体育施設などを、一体的に管理運営するため、所要の改正をしよつとするもの

▼指定管理者の指定について(2件)
●天狗岩牧野の指定管理者として、いわい東農業協同組合
●一関地域花泉地域および川崎地域のスポーツ施設のうち一関水泳プールほか18施設の指定管理者として、社団法人一関市体育協会

●地方自治法の一部改正に伴う所要の整備を行うため、規約の一部変更の協議に関し、議決を求めるもの
●市道路線の認定、廃止及び変更について
●野田橋線ほか9路線の認定、山谷住宅4号線ほか4路線の廃止および角沢線の変更をしよつとするもの

●18年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)
●19年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)
●市債借入利率の上昇に伴い、20万3千円を追加補正

▼市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
●犯罪被害者および社会福祉法人などに優先入居させることができるよう、所要の改正をしよつとするもの
▼市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
●大原中学校の位置を変更しよつとするもの

▼一関本寺の農村景観を形成する重要建築物修理事業受益者分担金に関する条例の制定について
●国の重要な景観に選定された「一関本寺の農村景観を形成する重要建築物」について、その保存のため市が行う修理事業およびこれに要する費用の一部を受益者に負担させる分担金について必要な事項を定めよつとするもの

●18年度一般会計補正予算(第8号)
●国庫支出金などの増額内示および消防団員活動服購入事業費などの追加ならびに市債管理基金積立金の増額など10億5679万7千円を追加補正

●職員の仕事時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
●職員の休息時間を廃止するため、所要の改正をしよつとするもの

●18年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
●医療給付費などの増加見込に伴い、保険給付費および国庫負担金、療養給付費等交付金などについて事業勘定を1億4457万5千円追加補正

▼市民の教育と文化の向上に寄与するため、若東山記念館を設置しよつとするもの
▼文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
●文化センターについて指定管理者制度を導入するため必要な事項を定め、併せて利用料金について、所要の改正をしよつとするもの

●国民健康保険
●老人保健
●介護サービス事業
●土地取得事業
●金沢財産区
●土地画整理事業
●都市施設等管理
●工業団地整備事業
●市営バス事業
●簡易水道事業
●下水道事業
●農業集落排水事業
●浄化槽事業
●物品調達
●水道事業会計予算
●広報4

●19年度一般会計予算
●特別会計
●国民健康保険
●老人保健
●介護サービス事業
●土地取得事業
●金沢財産区
●土地画整理事業
●都市施設等管理
●工業団地整備事業
●市営バス事業
●簡易水道事業
●下水道事業
●農業集落排水事業
●浄化槽事業
●物品調達
●水道事業会計予算
●広報4

●18年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
●医療給付費などの増加見込に伴い、保険給付費および国庫負担金、療養給付費等交付金などについて事業勘定を1億4457万5千円追加補正

●18年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)
●19年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)
●市債借入利率の上昇に伴い、20万3千円を追加補正

▼市民の教育と文化の向上に寄与するため、若東山記念館を設置しよつとするもの
▼文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
●文化センターについて指定管理者制度を導入するため必要な事項を定め、併せて利用料金について、所要の改正をしよつとするもの

●19年度一般会計予算
●特別会計
●国民健康保険
●老人保健
●介護サービス事業
●土地取得事業
●金沢財産区
●土地画整理事業
●都市施設等管理
●工業団地整備事業
●市営バス事業
●簡易水道事業
●下水道事業
●農業集落排水事業
●浄化槽事業
●物品調達
●水道事業会計予算
●広報4

●18年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
●医療給付費などの増加見込に伴い、保険給付費および国庫負担金、療養給付費等交付金などについて事業勘定を1億4457万5千円追加補正

●18年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)
●19年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)
●市債借入利率の上昇に伴い、20万3千円を追加補正

▼市民の教育と文化の向上に寄与するため、若東山記念館を設置しよつとするもの
▼文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
●文化センターについて指定管理者制度を導入するため必要な事項を定め、併せて利用料金について、所要の改正をしよつとするもの

●19年度一般会計予算
●特別会計
●国民健康保険
●老人保健
●介護サービス事業
●土地取得事業
●金沢財産区
●土地画整理事業
●都市施設等管理
●工業団地整備事業
●市営バス事業
●簡易水道事業
●下水道事業
●農業集落排水事業
●浄化槽事業
●物品調達
●水道事業会計予算
●広報4

●18年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
●医療給付費などの増加見込に伴い、保険給付費および国庫負担金、療養給付費等交付金などについて事業勘定を1億4457万5千円追加補正

●18年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)
●19年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)
●市債借入利率の上昇に伴い、20万3千円を追加補正

▼市民の教育と文化の向上に寄与するため、若東山記念館を設置しよつとするもの
▼文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
●文化センターについて指定管理者制度を導入するため必要な事項を定め、併せて利用料金について、所要の改正をしよつとするもの

●19年度一般会計予算
●特別会計
●国民健康保険
●老人保健
●介護サービス事業
●土地取得事業
●金沢財産区
●土地画整理事業
●都市施設等管理
●工業団地整備事業
●市営バス事業
●簡易水道事業
●下水道事業
●農業集落排水事業
●浄化槽事業
●物品調達
●水道事業会計予算
●広報4

●18年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
●医療給付費などの増加見込に伴い、保険給付費および国庫負担金、療養給付費等交付金などについて事業勘定を1億4457万5千円追加補正

●18年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)
●19年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)
●市債借入利率の上昇に伴い、20万3千円を追加補正

▼市民の教育と文化の向上に寄与するため、若東山記念館を設置しよつとするもの
▼文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
●文化センターについて指定管理者制度を導入するため必要な事項を定め、併せて利用料金について、所要の改正をしよつとするもの

●19年度一般会計予算
●特別会計
●国民健康保険
●老人保健
●介護サービス事業
●土地取得事業
●金沢財産区
●土地画整理事業
●都市施設等管理
●工業団地整備事業
●市営バス事業
●簡易水道事業
●下水道事業
●農業集落排水事業
●浄化槽事業
●物品調達
●水道事業会計予算
●広報4

●18年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
●医療給付費などの増加見込に伴い、保険給付費および国庫負担金、療養給付費等交付金などについて事業勘定を1億4457万5千円追加補正

●18年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)
●19年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)
●市債借入利率の上昇に伴い、20万3千円を追加補正

▼市民の教育と文化の向上に寄与するため、若東山記念館を設置しよつとするもの
▼文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
●文化センターについて指定管理者制度を導入するため必要な事項を定め、併せて利用料金について、所要の改正をしよつとするもの

●19年度一般会計予算
●特別会計
●国民健康保険
●老人保健
●介護サービス事業
●土地取得事業
●金沢財産区
●土地画整理事業
●都市施設等管理
●工業団地整備事業
●市営バス事業
●簡易水道事業
●下水道事業
●農業集落排水事業
●浄化槽事業
●物品調達
●水道事業会計予算
●広報4

●18年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
●医療給付費などの増加見込に伴い、保険給付費および国庫負担金、療養給付費等交付金などについて事業勘定を1億4457万5千円追加補正

●18年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)
●19年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)
●市債借入利率の上昇に伴い、20万3千円を追加補正